

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第88号及び同第90号）

答申日：平成30年5月23日（平成30年度（行情）答申第70号及び同第71号）

事件名：学習障害の障害特性が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件
発達障害の判定手続等が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成29年10月11日付け29受文科初第1780号及び同第1782号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求書1（平成30年（行情）諮問第88号）

（1）審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「特定課に対する開示請求 学習障害の障害特性が記載されている文書」（文書1）である。

文書1につき、不存在のため、不開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

（2）文書1の不存在について

「学習障害」は「小・中学校におけるLD（学習障害），ADHD

(注意欠陥／多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」において、「基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。」と定義されており、文書1における「学習障害の障害特性」とは左記の状態を指すものと解されるが、文書1は文部科学省特定課において法令上作成が義務付けられているものではなく、また念のため課内の執務室、書庫等を探索したが、文書1の内容に係る文書の存在は確認できなかった。

(3) 原処分当たりの考え方について

以上のことから、文書1が不存在のため、原処分の決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

2 審査請求書2(平成30年(行情)諮問第90号)

(1) 審査請求に係る行政文書等について

本件審査請求に係る行政文書は、「特定課に対する開示請求 発達障害の判定手続,判断基準が記載されている文書」(文書2)である。

文書2につき、不存在のため、不開示(原処分)としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

(2) 文書2の不存在について

「発達障害」は発達障害者支援法2条1項において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義され、発達障害者支援法施行令1条において「発達障害者支援法第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害」と定義され、発達障害者支援法施行規則において「発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。)」と定義されており、本件対象文書における「発達障害の判定手続,判断基準」とは左記の障害であるかについて判定する手続又は判断する基準であると解されるが、文書2は文部科学省特定課において法令上作成が義務付けられているものではなく、また念のため課内の執務室、書庫等を探索したが、文書2の内容に係る文書の存在は確認できなかった。

(3) 原処分当たりの考え方について

以上のことから、文書2が不存在のため、原処分決定を行ったところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月13日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第88号及び同第90号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年5月8日 審議（同上）
- ④ 同月21日 平成30年（行情）諮問第88号及び同第90号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

本件は、特定課に対して「学習障害の障害特性が記載されている文書」及び「発達障害の判定手続、判断基準が記載されている文書」の開示を求めるものであるところ、特定課において、当該請求に関連すると考えられる文書の検索を行政文書ファイル管理簿にて行うとともに、特定課の執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

また、諮問に際して、改めて行政文書ファイル管理簿を検索するとともに、特定課の執務室及び書庫等を探索したが、該当する文書の存在は確認できなかった。

なお、審査請求人が摘示する特定課においては、学習障害や発達障害に係る施策は担当していない。

- (2) 文書1及び文書2を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 特定課に対する開示請求 学習障害の障害特性が記載されている文書
文書 2 特定課に対する開示請求 発達障害の判定手続，判断基準が記載され
ている文書